

議案第 58 号

前橋市公園条例の改正について

令和 4 年 6 月 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公園条例の一部を改正する条例

前橋市公園条例（昭和 39 年前橋市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条の 2 第 1 項第 3 号中「温水利用健康づくり施設」を「各公園施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。